

平成30年度 第2回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

平成31年3月15日（金）

愛知県障害者自立支援協議会

平成30年度 第2回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時

平成31年3月15日（金）午後2時から午後4時25分まで

2 場所

愛知県自治センター 12階 会議室E

3 出席者

浅井令史委員、池戸悦子委員、江崎英直委員、川上雅也委員、木本光宣委員、
小島一郎委員、鈴木智敦委員、高橋脩委員、坪井重博委員、長坂宏委員、
原哲士委員、廣田祥久委員、牧野昭彦委員、松下直弘委員、渡邊久佳委員 15名
(事務局)
障害福祉課長ほか
(傍聴者)
なし

4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

5 高橋会長挨拶

皆様こんにちは。本日は年度末でお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。

先ほど課長さんからの御挨拶にもありましたように、今回の会議は、昨年10月の委員改選後初めての会議となります。新たな委員もおられますので、この協議会の趣旨を改めてお話しさせていただきたいと思っております。この協議会は、要綱にありますように、愛知県において、障害のある方々の地域における自立を支援するため、支援体制等について協議を行う要となる会です。委員の皆様方におかれましては、この趣旨を御理解いただき、会議が充実したものとなりますよう遠慮なく御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の内容は、お手元の次第にありますように、議題が大きく分けて2件、報告事項4件となっております。皆様方の御協力をいただきましてスムーズに会を進めてまいりたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

6 議 事

議題(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

ア 人材育成部会の活動状況について

【資料1 人材育成部会 平成30年度検討状況等報告】

【別冊資料 愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョン（案）】

高橋会長

それでは早速でございますけれども、議事に入らせていただきたいと思います。皆様の御協力により会議を円滑に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは議題(1)ですけれども、愛知県自立支援協議会専門部会の活動状況のうち、人材育成部会から始めたいと存じます。小島部会長、御報告をよろしくお願いいたします。

小島委員〔人材育成部会長説明〕

お手元の資料1と別冊の人材育成ビジョン案をご覧くださいながら、説明したいと思います。

人材育成部会の報告は、大きく分けて3つあります。

1つはサービス管理責任者等研修と相談支援従事者研修のカリキュラム変更に関して、もう1つは研修の事業者指定について、3つ目が人材育成ビジョンの策定についてになります。

まず1点目の研修のカリキュラム変更への対応についてですけれども、カリキュラム変更の内容については、何度もこの会議でも説明しておりますので、細かいところは割愛しますが、サービス管理責任者等研修と相談支援従事者研修と、今までカリキュラム変更の議論が続いてきました。サービス管理責任者等研修につきましては、来年度平成31年度から新カリキュラムで研修が開始されるということになっておりまして、今年度の研修が終わった後に、講師間で来年度に向けたカリキュラムの検討がすでに始まっているところです。

相談支援従事者研修についても変更の方向で、国のモデル事業など色々と進んでいたのですが、諸事情がありまして、こちらは2020年度以降にカリキュラム変更を行うということに状況が変わっております。ただ、国でも変更に向けた様々な議論がされてきておりますし、基本的な方向性は変わらないと思っております。カリキュラム変更がされることは変わりませんので、愛知県でもその方向で研修の内容を検討してまいりたいと考えております。

部会で委員から出された意見ですが、サービス管理責任者等研修の見直しが話題になっており、研修等でも色々と説明をしておりますが、なかなかすべての事業所に細かな説明が届いていないような状況であり、最終的に正式な説明はいつあるのかといった御指摘がありました。また、相談支援従事者研修も、カリキュラム変更の方向性の中で、実際の相談支援の業務を想定した体制づくりとして、地域での実習などを研修に盛り込んでいく方

向性が示されてきたのですけれども、その趣旨等を県から市町村へしっかりと伝えることや、どこまで対応する必要があるのかを示す必要があるのではないかと意見をいただいております。

そうした具体的な検討や委員からの御指摘を受けて、今後の取組ですけれども、サービス管理責任者等研修は、来年度から基礎研修と実践研修の2階建てになりますけれども、まずは基礎研修から始めることと、来年度からすでに資格を取っている方々の更新制が始まりますので、更新研修を開始します。

それから、相談支援従事者研修は2020年度以降の変更となっておりますので、来年度は現行カリキュラムの枠内で行いますけれども、新カリキュラムの方向性は変わらないと思います。実際に変更となった際にしっかりと対応できるよう、カリキュラム変更を意識した内容で、現行の枠内で工夫していきたいと考えています。

委員の御指摘に対する対応ですけれども、サービス管理責任者等研修につきましては、今月下旬に予定されております集団指導の中でしっかりと関係者にお伝えしていくということと、相談支援の研修の見直しについても同じく今月下旬の市町村障害福祉担当者会議の中で伝達をしていくということになっております。

カリキュラム変更については以上です。

続いて、研修の事業者指定についてです。

こちらでも何度もこの会議の中でも御説明させていただき、御意見を頂戴してきております。それでいよいよ来年度から事業者指定が始まるという段階で、部会の方でも詰めの段階と言いますか、実際に始まったことを想定した色々な御意見をいくつかいただいております。かいつまんで説明しますと、有料化ということがありますので、実際に受講料がいくらになりそうなのかとか、指定事業者が研修を実施するということができたが、事業者指定になりますと市町村が推薦する仕組みは作りづらくなりますので、そうすると相談支援体制を整備する市町村の責任感のようなものが希薄になるのではないとか、ファシリテーターの拡充も課題になっており、市町村を通す形をとっていたところですが、どうなのかという御指摘をいただいております。

受講料は、要領等で定めるわけではないのですけれども、事業者が勝手に設定するのではなく、県とのやり取りの中で確認して承認していくという取り決めを設けています。また、研修の申し込みについては、受講者の市町村推薦は難しくなりますが、市町村の責任や関与がなくなることは問題ですので、研修申し込み開始の前にそれぞれの市町村の相談支援体制、例えば相談支援専門員が何名いるのか、事業所が何か所あるのか、サービス利用等計画の状況等について、研修受講を促すきっかけとなる情報を提供していくことや、ファシリテーターの推薦についても協力を依頼していくことなど、実際に課題になってくるところを何とか手当てしながらやっていきたいという話になっています。

今後の取組ですけれども、指定事業化しても指定事業者任せではなく、国研修への派遣や様々な調整会議など、県も関与しながら行っていくところです。

最後の3点目になりますけれども、地域における人材育成の推進、人材育成ビジョンの話になります。今回お示ししている案を時間内に説明するのは難しいものですから、事前に資料を送っていただいておりますし、御意見があれば会議の後に県にお寄せいただければ

構わないと思いますので、お願いします。

本日の会議での御意見を踏まえて、来年度第1回の人材育成部会でビジョンを確定する流れになっています。色々な視点で人材育成のことが触れられているのですが、障害福祉に従事している方々がどういう道筋で人材育成というものを通っていくかということと、その一方で、人材育成をする人材が必要になってきていますので、働いている方々がスキルアップしながら人材育成する側にも回っていただくの見える化した内容となっていると思います。

委員から出された意見としては、障害のある方々への支援の従事者になりますが、障害児も含むことをはっきりと明記した方がいいということや、今実際に障害福祉の現場で働いている方々もさまざまであり、質に幅ができてきているということは皆さんも御承知のことだと思いますけれども、書き方によっては従事者の質に対する想定が楽観的に見える部分もあるので、特に虐待防止・差別解消といった部分の理解が薄い方でもしっかりと触れるような、そういう方を対象として意識した書き方にした方がいいということ、ビジョンを作るだけではなく、検証の仕組みも必要だといった御意見をいただいています。

ビジョンについては、人材育成部会だけではなく、地域アドバイザーの皆様の御理解や後押しが大変重要になりますので、御意見を聞いております。県の研修講師を担っていただく方々が、法人や事業所を離れてお手伝いしていただくためには、法人の理解も大変重要になってきますので、研修を手伝うことがスキルアップにつながることをしっかりと示すことなど、色々な御指摘をいただいているところです。

最後に、参考資料として、今年度の研修の受講状況を数字として出しておりますけれども、カリキュラム変更や指定事業化に伴い、31年度の研修受講状況がどのように変わるのかについては、来年度しっかりと確認をしながら色々修正をしていきたいと思っていますところですので。

人材育成部会としては以上です。

高橋会長

3点御検討事項について報告をいただきました。この点について皆さんから御質問、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

松下委員

3つ議題がありましたので、1つずつお伺いしたいと思います。

研修カリキュラムの変更の部分についてですけれども、私自身も児童発達支援管理責任者研修に携わっておりましたので、研修が終わった後の打ち合わせにも参加させていただきました。来年度以降、サービス管理責任者等研修が見直しされて分野が統合されるということで、おそらく児童分野の受講者が1番、なぜ統合するのだろうかということを言われる可能性が高いのではないかと思います。そう言いますのは、今年度国研修に参加させていただきましたが、研修グループを形成する際は、分野に関係なくすべてを混ぜた状態で作りなさいという指示になっており、計画を作成する共通事例は、成人の方の事例になりました。そうなりますと恐らく、自分たちは子どもたちに関わっているのと言われる方が多くなることが想定されますので、私は研修の前に、私自身が感じたことをお伝え

しようと思います。今見えている課題は成育歴の中で作られてきたものが大きいので、子どもの時期からの成育歴を、場合によってはそれまでの関係者等を含めてしっかりとアセスメントすると、一人の人生をどのタイミングでどういう人たちが関わってきたのかが見えてきます。子どもは必ず大人になりますが、大人になってからの生活をしっかりとイメージした支援を教わるための研修だということを、最初にお伝えしていければと思います。これは感想ですので、研修プログラムに生かしていただければと思います。

また、分野統合についてですが、各市町村で研修を修了した方のフォローアップをしていく体制を考えていった方がいいのかなと思います。それぞれの社会資源の実情に合わせて、市町村若しくは圏域で研修をする必要があるのではないかとということで、自立支援協議会子ども部会に参加する当法人職員がいますので、地元の豊橋にお願いをして、児童分野について地域の社会資源の情報共有やアセスメント方法等についての研修等をさせていただいたところです。そうしたことを自立支援協議会、各市町村に検討していただくよう、地域アドバイザーを通じてお伝えしていくことが必要ではないかと思っています。

そして、相談支援の研修に地域での実習が入っていることについてですが、もしかしたら国との意見交換の場で発言すべきかもしれません、社会福祉士や保育士の実習では養成校から実習受け入れに対する実習指導料というインセンティブがありますけれども、事業者ではそうしたことは検討されていないと思いますので、今後課題となるだろうと考えています。

次に、2つ目の事業者指定の件ですけれども、現在は当日欠席をされる受講者が比較的多い状況にあります。有料化に伴い、事業者は必要な人を送り出すこととなりますので、その辺りはたぶん解決していくのではと少し期待をしています。要綱を見ますと、送り出す法人の推薦も必要であったと思いますので、事業者指定と有料化によって、その辺りはおそらく少しは改善されるのではないかと思います。

そして最後の人材育成ビジョンですけれども、人材育成を担う方、講師になる方がやはり少ないと思いますので、この辺りを今後どのように発掘していくのが大きな課題だと思います。そしてビジョンの中身についてですが、地域の連携も必要ですけれども、ソーシャルワークとして自分たちの立場からフォーマル、インフォーマルというところも含めて資源開発をしていくといった視点も入っていいのではないかと思います。今は、事業所での質の向上どころか、人材確保が難しい状態に入りましたので、障害を持つ方を含むさまざまな困難を抱える方たちを地域全体で支える環境を作っていくために、ソーシャルアクションを起こしていくことを伝えていければと思いますので、御検討いただければと思います。

高橋会長

感想及び御意見でしたけれども、部会長としていかがですか。

小島委員

感想としていただいた部分につきましては、サービス管理責任者等研修の変更の打ち合わせには私も参加させていただいておまして、その時にも松下委員からお聞きしておりますし、今回の児童分野の変化をどう受け止めていくのかということとは大きなことだと思

うので、やはり事前の説明が大事だと思いました。

また、人材育成ビジョンでも話がありましたが、人材育成はいつも同じ話になってしまいますけれども、県の研修はもちろんしっかりやっていく必要がありますが、それを受けて各地域ではどこでフォローアップしていただくのか、相談支援で最近大きく言われているのですけれども、地域資源の開発やソーシャルワークも含めた人材育成にも関わらなければいけないと思いますので、部会の方でもまた検討していきたいと思います。

高橋会長

重要な御指摘だと思いますので、よろしくお願いたします。他にいかがでしょうか。

川上委員

地域で研修の有料化が話題になっていますが、この時期になってもまだ金額が分からない状況でありまして、予算を作っている法人からするとどうなるのかというところがあります。先日、相談支援の現任研修の案内が市町村にありましたので、それを見ますと相談支援の初任者研修は有料、現任研修は無料、来年度から開催されるサービス管理責任者等研修の基礎研修は有料となっていました。それでいきますと、サービス管理責任者等研修の現任研修は無料なのかと市町村から疑問でありましたので、教えていただきたいと思えます。

高橋会長

事務局の方がいいでしょうか。

障害福祉課相談支援グループ 加藤補佐

相談支援従事者研修ですが、初任者研修は事業者指定で有料となります。現任研修は当分の間は県で実施する予定としており、無料で継続したいと考えております。サービス管理責任者等研修ですが、今年度は基礎研修と更新研修を開催しますが、基礎研修は事業者指定で有料となります。更新研修は当分の間は県で実施したいと考えておりますので、無料の方針でおります。

高橋会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

事業がますます拡大しているにもかかわらず、人材の確保、人材の定着が難しい時代になっている。その中でいかに人を育て、魂を入れていくのかということ、県でも市町村でも考えないといけない。委託事業所も考えないといけないということですね。

川上委員

人材育成、魂ということで、1つ関連してお聞きするのですけれども、うちの圏域ではないのですが、昨年10月に1億2,000万円の返還命令を受けて事業廃止をした事業所がありまして、うちの圏域にも利用者さんがいました。秋にその事業所がなくなって、囲い込みがあって、2月に関係者が集まって新たな事業所が始まっていると利用者さんから相

談があったので、これから市に相談して県にも確認しますが、不安だということで利用の差し控えが出ている状況です。返還命令だけではなく刑事告発をすべきではないのかという思いもありますし、返還命令も市町村に任せていて、利用者にはその実態が伝わってこない。その事業所は、代表者は変わっていますが、職員はみな同じだと利用者さんが言われるわけです。指定が取り消されると5年間は指定を受けられないはずですので、もう少し踏み込んだ対応ができないのかと思いますし、返還についても、厚生労働省からは地方税の滞納の例により処分してくださいと言われていています。福祉の世界は性善説で成り立っていますが、もっと厳しくやっていただかないと、まじめにやっている事業所が馬鹿を見るような取組はいけないと思います。現場は疲弊をしています。それだけは言いたいと思います。

高橋会長

いかがでしょうか。県の立場から実態を把握してみえて、今回人材育成も絡んでどのように対応を考えておられるのか。

障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）

川上委員から御指摘のあった昨年の秋の取消処分は、非常に大きな返還額と4割の加算金ということで、大きな金額を返還させているところです。障害者総合支援法、児童福祉法では、法人の役員に対する罰則規定といますか、5年間のペナルティが課せられるということで、そこは処分をした自治体が情報提供をして、事業所は新たな申請ができない仕組みになっています。川上委員からお話のあった法人は、こちらの実態が分かるだけに、厳しくしていきたいところですが、法の立て付けは従業員にまで5年間のペナルティが及んでいないので、従業員が新たな法人を設立して申請をしてきた場合に、行政的にブレーキをかけるところがないものですから、こちらとしても非常に辛いところではあります。今回川上委員からいただきました情報、あるいは地域の相談支援事業所や市町村から情報をいただきながら、そういった法人は厳しく見ていかなければならないと思っております。

また、国に対しても、法や制度の枠組みを抜けていくような運営の仕方や申請の仕方について何とかならないのかということをお訴えしながら、障害のある方に質の高いサービスが提供されるように考えていきたいと思っておりますので、皆様からもこうしたらいいのではないかとアイデアをいただけましたら、また国に上げていきたいと思っております。

引き続きそうした情報を寄せていただきながら、地域の支援体制の質を上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

高橋会長

なかなか悩ましいところと言いますか。

川上委員

前の代表がそういったことをして、事業廃止になって法人を潰しているのに、利用者さんからその人が今はサービス管理責任者になっていると聞くと、サービス管理責任者には

影響はいかないのかなと思います。

障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）

法人に元代表がサービス管理責任者で大丈夫なのかと聴取したのですけれども、管理者が確かにやっていくとのお話をいただく以上、元代表者だからだめだということが指定基準上ないので、現場でも対応に苦慮しているところです。川上委員がおっしゃることは非常によく分かって、悔しいといいますか、残念なところがあります。先程の繰り返しになりますけれども、県としてそういった法人は継続的にしっかりと見て、何かあればすぐに対応していけるようにしていきたいと思っております。

高橋会長

こういう問題も研修に絡むということを踏まえて、私たちも留意して進めていきたいと思えます。なかなか難しい課題を御提起いただきました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、色々な御意見をいただきましたので、ぜひ御意見を生かして検討を進めていただきますように、よろしく願いいたします。

議題(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

イ 地域生活移行推進部会の活動状況について

【資料2 地域生活移行推進部会 平成30年度検討状況等報告】

高橋会長

それでは続きまして、地域生活移行推進部会にまいります。長坂部会長、説明をよろしくお願いします。

長坂委員〔地域生活移行推進部会長説明〕

地域生活移行推進部会では、5ページ、資料2のとおり、今年度は主に3つのテーマについて議論を行いました。

1つ目は、第5期障害福祉計画期間中における方向性の検討です。

第5期障害福祉計画を確実かつ計画的に推進していくために、高橋会長から御指示いただきましたロードマップについて、第2回部会で項目の検討を行い、第3回部会で策定しました。

策定したロードマップは、別紙1のとおりです。地域生活移行推進部会に深い関わりのある2つの目標について達成するために、取組の方向を具体的に定め、その工程について明記しました。今後はロードマップに従って事業を進めていき、定期的に進行管理を行うとともに、必要に応じて適宜見直しや追加等を行っていきます。

2つ目は、福祉施設入所者の地域移行についてです。

第5期障害福祉計画では、平成28年度末から平成32年度末における地域生活移行者数を177人とする目標を設定しているものの、第4期計画の現状を見ると、かなり努力しな

ければならないと考えています。

このため第1回部会では、目標の根拠となった「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」で地域生活を希望した177人について、本人の意向を再確認するため、追加調査を実施することとしました。調査結果については別紙2のとおりであり、内容は後ほど事務局より説明させていただきます。

第2回部会では、追加調査で市町村への個人情報の提供について承諾が得られた方の情報を支給決定市町村へ情報提供し、聞き取り調査を実施することとしました。聞き取り調査の進捗状況については別紙3のとおりです。こちらも内容は後ほど事務局より説明させていただきます。

第3回部会では、177人の目標を達成するためには新たな希望者の掘り起こしが必要であることから、入所者向けリーフレットを作成することとしました。こちらについては来年度の部会で内容を検討していきたいと思っております。これにつきましては、ロードマップにも記載をしてあります。

そして3つ目、地域生活支援拠点の整備についてです。

第5期障害福祉計画では、平成32年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することとしています。第4期計画の目標年度を延長していることから、今期では目標達成に向けて努力しなければならないと思っております。また、整備済であっても、充足程度の差が大きいことから、更なる内容の充足を図っていく必要があると思っております。

このため、第1回部会では、厚生労働省との共催による都道府県ブロック会議を活用することとし、第2回部会では、ブロック会議の内容について検討を行いました。ブロック会議の内容等については別紙4-1及び別紙4-2のとおりです。内容や詳細な報告は後ほど事務局より説明させていただきます。

ロードマップは、6ページの別紙1のとおり作成させていただきました。福祉施設の入所者の地域生活施行者数の増加の取組の方向に記載されておりますが、「地域生活チャレンジ事業」については30年度より事業が実施され、名古屋市のA J U自立の家に委託されております。また、福祉施設退所後の生活の場となるグループホームを増やしていくために、同じく30年度から「グループホーム世話人等確保事業」が実施され、愛知県知的障害者福祉協会に委託されております。どちらもまだ事業の途中ということで、結果についての報告は受けておりませんが、ロードマップのとおり進行しております。

資料の別紙2から別紙4-2まで、詳細な報告がありますので、事務局から説明をお願いします。

障害福祉課相談支援グループ 加藤補佐

事務局から、資料2の別紙2から4-2について簡単に説明をさせていただきます。

まず7ページの別紙2をご覧ください。

平成29年5月に実施いたしましたニーズ調査で、地域生活移行を希望された177人に対する追加調査の結果です。時間の都合もありますので、主だった部分のみ説明させていただきます。

問4の障害支援区分ですが、多い順に、区分6が56人、区分5が47人となっております、

重度の方が多い状況が伺えます。

問6の意思表示ですが、「可能」の144人と「回答なし」の5人、合わせて149人について、問7のこれから生活したいところを集計しています。ニーズ調査で「自宅」「グループホーム」「アパート・公営住宅」を選択された方に対して、1年後に再調査を行うという状況でございましたけれども、今回の追加調査では「今いる施設」と回答された方が3割以上となっていましたので、お気持ちが揺れ動いていることもあるのかなと感じています。

一番下の個人情報の提供の可否の欄ですけれども、177人のうち74人から個人情報の提供に御承諾いただくことができました。

8ページ以降は、ニーズ調査の回答結果について、地域生活移行を希望された177人と今回個人情報の提供に御承諾いただいた74人を並べて分析してあります。74人の状況について説明させていただきます。

問5の入所期間ですけれども、10年以上の方が66%と3分の2を占めている状況です。

問14の家族の意向ですが、施設での生活を希望されている方が半分近くを占めている状況です。

問17の地域生活移行の可能性は、施設の職員から見たこの方の状況となりますけれども、可能な方が31人、困難な方が30人となっています。

続きまして、11ページの別紙3をご覧ください。

先ほど御説明しましたが、個人情報の提供を御承諾いただいた74人について、昨年12月に市町村に地域生活移行の進捗状況を確認させていただきました。

市町村から相談支援事業所へ情報提供されたかどうかについては、74人のうち45人について情報提供済となっています。本人との面談の状況については、23人について実施済となっています。面談等で御本人の意向を確認できた方の状況については、自宅が6人、一人暮らしが7人、グループホームが10人、施設等が7人などとなっています。

12ページは、本人の希望が確認できた40人についてのクロス集計の結果となります。

2の地域生活移行の可能性ですが、現在の本人の意向と、ニーズ調査での施設職員が見たその方の地域生活移行の可能性とのクロス集計になります。可能な方が17人、困難な方が15人ということで、それぞれの御希望ごとに分析をしてあります。

3の地域生活移行が困難な理由ですが、地域生活移行が困難な15人についての理由となります。複数回答となりますが、現在の地域における環境では、現実的に難しいという回答が最も多くなっています。

続いて、13ページ、資料4-1をご覧ください。

第5期障害福祉計画の目標に掲げられております、地域生活支援拠点等の整備促進のため、12月に都道府県ブロック会議を開催させていただきました。開催結果につきましてはアンケート結果を取りまとめておりますので、14ページ以降をご覧ください。

当日は、市町村職員を始め133人に御参加いただき、地域生活支援拠点のポイントが改めて整理できた、既存の社会資源を活用して整備されている点が参考になった、皆同じような課題を抱えているので解決策の参考となった等の意見をいただきました。今回の会議で、各市町村での地域生活支援拠点等の整備促進に少しでも役立ていただければと思っています。

高橋会長

部長から補足はありませんか。

長坂委員

補足と言いますか、部会で入所施設から地域へということについて話し合いをしていた中で、本日の会議に地域アドバイザーとして出席されていますけれども、部会の委員でもある野崎委員が、施設長という立場から入所施設の今後のあり方や地域移行の進め方について発言されていました。語弊があるかもしれませんが、入所施設の地域化、社会化と言いますか、地域の大切な社会資源としてどう位置付けていくのか。入所施設は今後、地域生活支援拠点等の大きな一翼を担っていくことが必要ではないかといった意見をいただきました。

高橋会長

今、説明をいただきましたけれども、部会報告について御質問、御意見はいかがでしょうか。なかなか一筋縄ではいかないという感じですが。

川上委員

6 ページのグループホーム世話人等確保事業についてですが、市町を回って事業所等の方々に話を聞いてみても、この事業が見える化されていないと言いますか、この事業が必要な方々に届いていない状況です。どのように進んでいるのかをもう少し見える化しないと、いつどこで誰が何をしているのかが全く分からない状況ですので、何とかしないといけないというのが1点。

それから、これには精神障害者の地域移行については載っていませんけれども、ある市町村自立支援協議会の本会議で私は責められました。ピアカウンセラー養成研修を受けたけれども、何も連絡がない。これは受けただけなのかと言われてまして、お聞きしておきますと答えましたが、ピアカウンセラーの活用の仕方について教えていただきたいと思えます。

3 点目は地域生活支援拠点等についてですけれども、先日、厚生労働省から好事例の文書が届いていましたが、すでに地域生活支援拠点等を設置されている市町村で、緊急の相談が土曜日の夕方であり、地域生活支援拠点等の連絡先に連絡したが全部繋がらなかったということがありました。その後、話し合いをしたら、土日に連絡があるとは思わなかった等の意見がありまして、ブロック会議でも意見があったように、緊急対応について輪番制とかを検討しなければならないということになりました。それから日中活動系の事業所が、宿泊体験や緊急時の夜間対応に取り組んでしまうと、日中でしか指定を取っていないので、消防法上アウトではないかという意見がありました。日中の事業所で夜間の対応を進めるとすると、グループホームのように、県が消防と調整する必要があるのではないか。市町村がそれぞれの消防署に確認すると、できないという答えしかないのではないか。そうすると既にやっているところが違法ということになってしまうのではないか。そんな気がしています。

高橋会長

事務局からコメントをお願いします。

障害福祉課相談支援グループ 加藤補佐

まず1点目のグループホーム世話人等確保事業の見える化のお話ですが、御指摘ごもつともだと思います。PRがうまくいっておらず、大変申し訳ないと思います。この事業は来年度も引き続き実施していく予定でございますので、来年度はその点十分に注意して、すべてのグループホームがこういった事業があるといいと思っただけのような事業にしていきたいと考えております。

3点目の地域生活支援拠点等ですけれども、消防法の関係は前もお尋ねいただいていた部分です。防災の担当部局に1度相談をさせていただいて、その結果をまた皆様にフィードバックできたらと思っておりますので、しばらくお時間をいただければと思います。

障害福祉課こころの健康推進室精神保健グループ 三宅補佐

精神障害の方の退院支援ということで、ピアサポーターの養成をしています。何名かの方に研修を受けていただき、ピアサポーターの登録をさせていただいておりますが、今のお話にありましたように、サポーターの方が活動したくてもなかなか声がかからないといったことが正直言ってございます。サポーターの方々は、入院されている方に御自身の経験等をお話しいただいて、入院の方のモチベーションを上げていただくということをやっておりますが、そちらのマッチングがなかなか進んでいない状況にあります。そういったことも県の方には声が届いておりますので、そういった点も留意しながら、この事業を引き続きやっていきたいと思っております。

高橋会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

松下委員

地域移行の調査をされたということなので、そこから入っていきたいのですけれども、御本人の意向を確認されて「わからない」が1割くらいいらっしゃるということで、御自分がこの先家族と同居したいのかグループホームで生活したいのかとか、そういう選択をしていこうと思った時に、イメージが湧かないので答えられないという方がそれくらいいらっしゃるのだらうと思います。私のところでも、かつて地域移行を進めたとき、平成元年ですけれども、一般企業で就職されている方達に一人暮らしをしてはどうかと勧めましたところ、今までの生活がどう変わるのかわからなくて怖いから行きたくないと答えた方がいらっしゃいました。そういう自分の経験から考えても、御本人の体験に基づく選択ができるようにどう支援していくのか、意思決定支援について各施設に確認していく必要があるのかなと思いました。

また、グループホーム世話人確保事業につきましては、事業が年末くらいからだったと思いますので、まだ動いている最中です。また情報が入りましたら、お伝えできればと思います。

次に、地域生活支援拠点等ですけれども、事業所職員の非常勤化が随分と進んでいる関係で、緊急時の対応がしづらくなっているというようなことがもしかしたら背景にあるのかもしれない。それが拠点づくりの課題となっているのかもしれないので、その辺りの背景をもう少し確認していただくとよいと思います。例えばショートステイの方を受け入れる時に、ベッドはあるけれども行動障害の強い方を受け入れる場合にはマンツーマンで職員を配置しなければならないとか、応援があれば受け入れられるといった時もあります。緊急時の受け入れは、想定していない時に想定していない人が来ることなので、それが職員配置の問題なのか、他にも理由があるのか、事業所の置かれている状況を確認していただくとよいと思いました。これは感想ですので、今後の検討の参考にしていただければと思います。

高橋会長

部長さん、いかがでしょうか。

長坂委員

おっしゃられることはよく分かりますし、共感することも大変多くありました。

重度の方は体験しないと理解が難しいでしょうし、御本人の意思の表出が難しい方や、意思の形成がなかなか困難な方もおみえになるので、意思決定支援やその前の意思形成支援が必要だと思います。そのため、当初の調査にはありませんでしたが、成年後見制度の利用についての質問を増やしました。7 ページの問 5 ですけれども、成年後見制度は権利擁護のツールの 1 つではありますが、入所されている方で利用されている方が非常に少ないという状況が分かりました。権利擁護をきちんとしながら、意思決定支援をしていこうとした時に、精神医療では共同意思決定支援という分野がありますけれども、身近な方達と一緒に意思決定をしていく必要があると思いました。個人的には、成年後見人等もしっかり意思決定支援の場に参画する必要があると思っています。

また、地域生活支援拠点等については、ハードが整ったとしても人材の問題がすごく大きいと思います。そこに対応できる人がいなければ受け入れができないので、拠点整備の障害となっている背景を見る必要があると思います。この件に関しては、部会でまた話し合いたいと思います。

木本委員

問 6 の主な障害種別で、身体障害の方が 48 人となっていました。もちろん、知的障害や精神障害の方もそうだと思うのですが、地域移行をしたときに、ホームヘルパー等のサービスが十分に使えるかどうかがとても大きなことだと思うのです。ヘルパーがいないということは、人によっては命にも関わることなので、しっかりと社会資源を高めていくことが大切だと思います。社会福祉法人でも上限時間数を定めて、それ以上は受けてくれなかったりするところも出てきています。そういうところを実地調査や監査で把握していただいて、株式会社などの民間ではできないところを社会福祉法人でやっていくべきだということを示していただきたいと思います。ヘルパーなどの人材育成もしっかりと県レベルで検討していかなければいけないと思います。

高橋会長

移行した後の貴重な御指摘でしたけれども、そのことについて事務局からどうですか。

障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）

先ほどの川上委員の話も絡めてですが、木本委員から、社会福祉法人でも質を高めていくことが大切との御指摘がありました。県としましては、再来週開催する集団指導という場で、行政処分の事例を示すなどして、質の確保についてお話させていただき、しっかりとやっていただくよう働きかけていきたいと思えます。

また、地域移行は人材育成を絡めていかないといけないということで、先ほど人材育成と地域生活移行の両部会長さんから御報告をいただきましたが、やはり人材育成をしっかりとしていけないと地域の受け皿は育たないと思えます。人材育成ビジョンの中に、地域の支援者の指導者を育てていくということが記載されているのですが、その前提の、裾野を広げていかなければいけないというところ、これは絶対に外せないところだと思います。なかなか難しい問題ではあるのですけれども、どれだけ福祉の世界の仕事がやりがいのある仕事なのか、やれば社会のためになっていくという、モチベーションが持てるような仕事の環境づくり、そういったものを視点に入れて、社会資源の充実を図っていかなければならないと思えました。

廣田委員

川上委員の話と似ているところがあるのかもしれないですけれども、私の親が脳梗塞で倒れまして、家族内での支援が難しくなってグループホームへという話がありました。けれども、グループホームがどういうところなのかよく分からない。グループホームに入っている友達に聞いたのですけれども、入る前にグループホームの説明が一切なかった、ここに行けと言われたから入った、グループホームを選択することが自分にはなかったと聞きました。今は色々なことが整備されて、グループホームもたくさんできていると思うのですけれども、その中で、問題のあるグループホームとちゃんとやっているグループホームがあると思えます。問題のあるところは劣悪な弁当で、血糖値が上がって、二次障害として腎臓病等になりかねないところもあるのですけれども、そういうところに行政の介入はあるのでしょうか。自分たちが選択しやすいように、グループホームの評価ではないですけれども、何か目に見える形のものがあるといいと思えました。

障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）

廣田委員からお話のありました事業所の評価ですけれども、グループホームに限らず障害福祉サービス事業も事業者情報の開示と言いますか、県でも皆さんに公開するように指導しておりまして、そういったところを見ていただくという形になってくると思えます。

また、行政からここは悪いといった評価はなかなかお伝えできないのですけれども、事業所の評価は口コミで広がりますので、そうしたところは地域の市町村や相談支援事業所で把握して、共有していたりします。先ほどお友達が事前にグループホームを選択できなかったというお話がありました。そうしたときは相談支援専門員としっかりと話しし

ていただき、御自身の意思をしっかりと確認していただいて、サービスを受けられることが必要なのかなと思います。

高橋会長

他にいかがでしょうか。思い切ったことを言わないと進まないでしょうから。

川上委員

民間の第三者機関が評価する、ミシュランのような仕組みが必要だと思います。配置基準がちゃんとしているのか、研修を何人受けているのかといった細かい項目を作って、それを使って評価して公開するといったような思い切ったことをしないといけないと思います。私達相談支援事業所が他の事業所を評価したら、地域で暮らしていけないですよ。だからこそ第三者機関が評価するといった思い切った手を打たないといけない。営利企業の参入が解禁されてから事業所は本当に増えました。昨日地元の自立支援協議会があり、50近い事業所が来ましたけれども、1か所あたり2分話せばもう時間はいっぱいです。そんな状況で、噂どおりだという事業所もありましたけれども、私がそれを言うては大変なことですし、やはり第三者評価的な違った視点での事業評価が必要です。先日、県のホームページに放課後等デイサービスが利用者評価を公開しないと減算になることが載っていましたが、長くやってきている社会福祉法人でももっとひどいところはあるし、民間だともっと訳が分からない。先日、市役所のロビーで弁当を売っている事業所が検便をしていなかったと言われて、市の課長にも言いましたけれども、基本のキができていない、後追いでやらなければいけないところもあります。やはり思い切った方法で取り組まないといけないのではないかと思います。

高橋会長

課長さんいかがでしょうか。

植羅障害福祉課長

行政がどこまでできるのか、性善説に立っているのかもしれませんけれども、現状はかなり規制緩和となっています。しかしこれだけ色々なことが起きますと、性悪性と言いますか、そうしたことを考えていかなければならないと思います。今おっしゃったミシュランのような評価をやるとすると、いったいどこがやるのかという話になってまいります。第三者評価を受けているかどうかということも今の公表制度にはあると思うのですが、実際受けてないようなところがほとんどではないかと思っております。第三者評価を行うにしても、評価機関の質が問われてくるのではないかと思います。これだけ多くの専門の皆さんが集まったところでそうした御意見をいただき、今ここで私からしっかりとした回答は申し上げられないのが誠に申し訳ないと思います。本当に質の向上をどうすればいいのか、研修等も含めてしっかりと考えていかなければいけないということを肝に命じさせていただきたいと思っております。

牧野委員

知的障害者育成会の代表として今まで発言させていただいていましたが、ここでは通用していなかったということを反省しています。それと言いますのは、一部の市町村の育成会を除いて、法人格を持っていませんので、こういった話になると、育成会でも知っている人はごく一部になります。

トラブルとなった社会福祉法人の元経営者と今までやり取りしていきまして、やっと円満解決に至ったわけですけれども、その職員が、今まで上の人から色々と言われるのが嫌で相談に来なかったのですけれども、やっと目が覚めてきまして、相談に来るようになりました。そして法人の雰囲気も少し明るくなってきました。社会福祉法人ですから個人ではないわけで、法令を遵守して入出金を管理していれば累積の積立金がどこかにあるはずなのですけれども、それが消えてしまっている。分かっていたことなのですけれども、その元経営者の人たちが何もしてこなかったわけです。現在、法人内で委員会を作って立ち直らせようとしているのですけれども、委員会で決めたことだけではなくて、そこで話し合われたことが大事だと思います。県に書類を出して運営してきたのですけれども、うまくいかないで終わるといって、法人格がありながら機能していなかったわけです。県から許可を受けた法人は結構たくさんいますけれども、吟味されているわけではないので、そこをもう少し注意していこうと思います。

4月より、理事会にて新体制を決めていただきました。現在は、(1)人材育成、(2)計画づくり、(3)人事制度、(4)施設づくりの改革を目指し管理者会の職員を軸に行動を開始したところです。

高橋会長

地域移行の話から始まって、法人の運営の話にまで及びました。法人の監査、指導というところについて、自立支援協議会のテーマではないと思うのですけれども、この問題について県の組織のどこでチェックされ、外部からの意見を聞くことになっていますか。これだけたくさんの事業者や法人が増えてくる中で、法を守っていただき、質を上げていくのか。これはすべての根本にかかわる大きな問題だと思うのですけれども、簡単で結構です。教えていただけませんか。

障害福祉課 立花主幹（地域生活支援）

実地指導等監査は、健康福祉部監査指導室が担当しています。そこで悪いところを指摘して、軽易なものは改善報告をもらいます。厳正処分に至るような部分になりますと、それぞれの担当課、障害ですと障害福祉課、高齢ですと高齢福祉課が共管で、その行政処分に当たっていくということになります。障害の部分について自立支援協議会でこうしたお話が出てくれば、当然、障害福祉課としても監査指導室と情報を共有して、今後の実地指導や行政指導の参考にさせていただきたいと思っております。

高橋会長

こういう厳しい意見が出たことを、監査指導室にもお伝えいただければと思います。

私から1つだけ部会にお願いしたいのですけれども、昨年の調査に加えてさらに調査を加えていただいているのですが、いったい出口はどうなるのか、移行がどのように進んでいく

のかが見えないような感じがします。もう少し分かりやすい移行のプランを立てられないのかと思いますが、いかがですか。調査が行われて、現在の移行の問題点は何なのか、課題をきちっとしていただいて、それをどこに対してどのようにアクションをしていくのかというアクションプランがちっとも見えない感じがします。そこをお願いできないかと思います。ここで見えているプランでは、希望者のリストを各自治体、市町村に送られて、後はお願いしますと任されている感じですが、これだけでは多分進まないで、弱いと思います。もう少し強力なアクションプランを作っていただけないかと思います。そうしないと3年はすぐ済んでしまいます。またできませんでしたとの繰り返しになると、ちょっと恥ずかしいと思うので、できればもう少し頑張っていただけるとありがたいと思います。難しい点があることは重々分かっているつもりなのですがすけれども、部会長さん、よろしくお願いします。

議題(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

ウ 医療的ケア児支援部会の活動状況について

【資料3 医療的ケア児支援部会 平成30年度第2回開催結果】

高橋会長

それでは、医療的ケア児支援部会について、事務局から説明をお願いします。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

本日は、医療的ケア児支援部会の部会長である三浦清邦委員が所要のため欠席でありますので、事務局から医療的ケア児支援部会の活動状況といたしまして、平成30年度第2回医療的ケア児支援部会の開催結果を御報告させていただきます。

資料16ページ、資料3をご覧ください。

今年度第2回目の医療的ケア児支援部会を今年2月19日火曜日に行いました。

議題は、2の(1)の平成31年度医療的ケア児者の実態調査について(案)及び(2)の医療的ケア児からの意見聴取についての2つの議題、3の報告事項としまして(1)平成30年度気管切開を伴う在宅人工呼吸器装着児数調査について、(2)圏域及び市町村における協議の場の開催結果等について、(3)の平成30年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修の開催結果についての3つの事項を取り上げました。

この部会の会議資料は、障害福祉課のウェブページで公開いたしますけれども、本日は時間の都合がありますので、議題(1)平成31年度医療的ケア児者の実態調査の資料の一部を、17ページと18ページに別添資料として添付させていただきました。その他の資料につきましては、障害福祉課のウェブページをご覧くださいませるか、もしくは事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、資料17ページ、平成31年度医療的ケア児者の実態調査について(案)をご覧ください。

第1回目の医療的ケア児支援部会におきまして、まず議論の前提として実態を把握する必要があるという御意見を多数いただきましたので、来年度に実態調査を実施することと

いたしまして、その案を御協議いただきました。

その調査の特徴1でございますけれども、1つ目の○でございますが、まず2段階の調査を行うということで、医療的ケア児者の数の調査と医療的ケア児者やその御家族の困り感などを把握するアンケート調査の2つの調査を行うということでございます。

2つ目の○ですが、調査の負担軽減ということで、一次調査におきましては、医療的ケア児者のライフステージ別、つまり年齢によって依頼先を分けまして、調査を受ける医療機関等の事務負担を極力減らすということを考えています。また、個人情報調査項目に扱わないということで、個人情報の漏洩などの調査リスクをなくすということです。また、調査期間は余裕を持つようにすること、そして関係機関への調査表の配布方法等も含めて、関係団体等の御協力をお願いして、効率よく実施していきたいと考えております。また、名古屋市と合同調査とすることによって、調査機関が1回の調査で済むように、合同調査とすることとしたいと考えております。続いて、二次調査であるアンケート調査に関してですけれども、調査項目は今後、関係者の意見を踏まえながら具体的に決めていきたいと考えておりますけれども、極力簡素化を図りまして、保護者の負担のかからないものとしていきたいと考えております。返信方法は、料金受取人払いの郵便とします。当事者のアンケートの記入期間も、1か月程度は確保したいと考えております。

3つ目の○ですけれども、今回の調査は愛知県と名古屋市の合同調査ということで考えております。

4つ目の○ですけれども、調査対象としては、医療的ケア児は20歳未満ということですが、対象としましては20歳以上の成人の医療的ケアの方も対象としたいと考えております。

次に、調査の概要です。(1)調査時点ですけれども、平成31年4月1日時点といたします。調査の対象者は、愛知県に住所を有する在宅の医療的ケア児者で、枠で囲んだ医療的ケアを必要とする児者とします。(3)の一次調査の説明ですが、医療的ケア児者の人数を把握するために、ライフステージ別に関係医療機関や訪問看護ステーション等へ該当者リストの提出を求めまして、県で市町村別にデータを整理いたしまして、市町村にこの情報を提供いたしまして、県と市町村でデータの共有を図りたいと考えております。調査機関別の調査対象児者の年齢は表にまとめましたので、またご覧いただければと思います。(4)の二次調査、対象者に対するアンケート調査ですけれども、一次調査のデータには氏名や住所などの個人情報がありませんので、県から直接対象者に調査票を送付することができませんので、アンケートの配布は調査機関を通して対象者へ配布していただきまして、基本としては返信用封筒を使用して県又は名古屋市に返信していただくということを考えております。もし複数の事業者からアンケートを複数受け取った方につきましては、そのうち1通だけを回答いただくことを考えております。

今の流れ図としては、18ページに調査の流れ図を書いておりますので、またご覧いただければと思います。

年間スケジュールとしましては、(5)のとおりでございまして、4月頃に調査機関に対して一次調査の依頼をしまして、7月の初旬までに回答を提出していただき、合わせてこの頃までに二次調査のアンケート調査項目を固めまして、8月に調査機関からアンケートを対象者の方に配布していただきまして、9月から10月中旬頃までにアンケートに答えていただ

き、返信をいただくことを考えております。

続きまして、(6)調査項目ですけれども、一次調査は大きく5つの項目を考えておりまして、年齢、性別、居住市区町村、医療的ケアの状況、原疾患の大きく5つを考えております。二次調査のアンケート調査につきましては、具体的な内容は今後詰めていきますけれども、現在考えている項目としましては、本人の状況のほか、困っていること、不安なこと、負担感などについて聞いていきたいと考えております。

医療的ケア児者の実態調査の説明は以上でございまして、16ページにお戻りいただき、2の議題(1)の主な発言でありますけれども、今回こういった案を提示しましたところ、調査の対象者を40歳未満としたことは妥当であるですとか、名古屋市を含めた調査になることは歓迎といった声に対して、関係団体から会員向けの依頼により回収率が上がるのではないかと、調査項目や聞き方について注意が必要などの御意見がありましたので、もう少し調査案を詰めていきたいと考えています。

次に、議題(2)の医療的ケア児からの意見聴取につきましては、当事者としての発言の希望がある者について、発言及び意見交換の機会を設けたらどうかという提案をいたしましたところ、そういった機会は大切であるですとか、発言希望者が増えると懸念があるので一定のルールを決めておく必要があるなどの御意見がありまして、一定のルール等を今後事務局として検討していくということで、こういった意見聴取の機会を設けるということで考えていきたいと思っております。

続きまして報告事項の(1)ですが、気管切開を伴う在宅人工呼吸器装着児の数を、在宅人工呼吸器を取り扱っている事業者18社に照会いたしまして、地域別の人数の調査を行いました。その結果としまして、名古屋市を含めて160名の対象者がいらっしゃるということが分かりました。

続きまして、(2)の圏域及び市町村における協議の場の開催結果でありますけれども、圏域としましては、障害保健福祉圏域の会議を活用しまして、協議の場を開催しました。この中では、医療的ケア児の把握が十分にできていないですとか、社会資源が少ないといった圏域共通の課題のほか、各地域の取組や課題、例えばコーディネーターの役割に関する要望などの意見が出されました。また、市町村においても協議の場を設置することになっておりますけれども、その設置状況は表のとおりでありまして、県としましては全ての市町村に協議の場を設置していただきたいと考えておりますけれども、今年度までに設置予定の市町村は53市町村中44市町村となっております、残り9市町村は未設置という状況になっています。

最後に、(3)医療的ケア児等コーディネーター養成研修の開催結果でございますけれども、今年度10月から11月にかけて延べ4日間の研修を名古屋市内で実施いたしました。国の定めたカリキュラムに沿って実施いたしまして、延べ92名の方に受講いただきました。この研修につきましては、来年度も実施していく予定であります。

高橋会長

遅れていました医療的ケア児について、まず実態調査が始まったということですが、対象者、対象地区、調査項目、いずれも包括的でよいのではないかといいながら聞いておりましたけれども、御意見・御質問があればお伺いします。

松下委員

17 ページに調査機関が載っていますけれども、障害福祉事業所は6歳から18歳は対象でないようではありますが、放課後等デイサービス等で医療的ケア児を受け入れている事業所はあると思うのですが、15歳から39歳のところで想定しているようなイメージでしょうか。

もう1つは、一次調査が関係機関、二次調査が当事者へアンケートをすることになっています。当事者の皆さんに困り感を質問するということですが、それに対してサービスを提供している事業者側、関係機関側が医療的ケアを必要とする方達を支えていくために困っていること、こうしたらできるのにと思っていること、そうしたことを浮き彫りにするという調査項目にはなっていないと思いますけれども、そうした部分をどのようにお考えでしょうか。

年末ですけれども、厚生労働省の推進事業の関係で、医療的ケアを必要とするお子さんを支援する事業所にお伺いする機会がありました。事業所が少ないので近隣の市町を広く対象としているとのことで、市町村によって行政窓口、学校、相談支援事業所、それぞれと情報を共有していくことが難しく、例えば学校から放課後利用されるというケースだと、学校での生活の時間帯でどのような医療的ケアが取られたかという情報が伝わってこなくて困ってしまったこともあるといった、具体的な話も出てきていました。そういったことも一緒に調査をされると、必要とされている方たちの思いと提供する側との違いみたいなものも見えてくるのかなと思いますので、参考にできると思います。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

1 点目の障害福祉事業所に対する学齢期の就学児童についてですけれども、調査の負担軽減と、かつ一定程度の精度も保ちたいという2つの間で、どのぐらいにするかということで検討しておりました。学齢期につきましては基本的には教育委員会と言いますか、学校で漏れがないのではないかとということで、その児童につきましては、基本は学校が把握している数字を信用しようと思います。訪問看護ステーションもフォローするところとして入れておこうかという話がありましたので入っていますが、障害福祉事業者につきましては、未就学児の分、それから成人についての情報の収集先ということで考え、就学児童の分は外したというところでございますが、さらに検討させていただきます。

2 つ目のアンケートの調査項目ですけれども、おっしゃるとおりだと思います。今のところのたたき台でありますので、御意見をいただきましたので参考にさせていただき、今度のアンケート項目に活かしていきたいと思っております。

江崎委員

いきなり実態調査という話が出てきたのですけれども、当事者の困りごとを把握することが目標で、その困っている問題を解決するために実態調査をすると受け止められるのですけれども、目標はそこにあるのですよね。そのために実態調査をして現状把握をする、把握することによって対策や取るべき道が明らかになって、関係部門と連携して制度や仕組みを整備することができるという道筋であるのでしょうか。その辺りをお聞きしたいの

ですけれども。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

おっしゃるとおりです。行政や事業者が事業を行うために、まずは対象者を把握する必要がありますが、相手がどれくらいいるのか実ははっきりと分かっていないという状況があります。まず対象者がどれくらいいるのかを把握して、その上でその対象者の方がどういう負担があるのか、どういう困りごとがあるのか、どういうサービスを希望しているのかを聞きながら、やるべきことはたくさんあると思いますけれども、その中で優先順位や事業内容等について、アンケート結果をもって検討していきたいと考えております。

江崎委員

最初の一次調査は幅広く、二次調査は対象が絞られてきます。そして本質につながっていくということで、実態調査は、対策して効果を上げるための半分くらいのエネルギーがいると思うのですが、ぜひ実態調査を正確にして、対策につながるような要因を調べていただきたいと思います。

高橋会長

最後に私から、スケジュールについてですけれども、本協議会にはいつ報告されていつ意見を聞くのかなと思います。このスケジュールに、自立支援協議会への報告、意見ということを入れていただければと思います。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

入れさせていただきます。

川上委員

コーディネーターですが、半分くらいが市町村保健師だと聞いていますけれども、保健師が異動することがあるので、市町村から、来年度以降もコーディネーター研修が予定されているのかという質問がありました。

2点目は、人工呼吸器装着児について、名古屋市を含めて全体で160人、尾張東部で17人という話がありましたけれども、市町村ごとに何人かが分かれば教えていただきたいと思います。

また、県の医務課から医師会と病院協会に対して、簡易自家発電装置等の購入費の2分の1、国4分の1、県4分の1で補助されるという方向性が示されて、その補助対象は医療機関ですが、装置の利用は使用者となっていて、ずれがあることが気になっています。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

1点目のコーディネーター研修につきましては、来年度も今年度と同様に実施していきたいと考えておりますので、異動があれば、次の方を推薦していただいて研修を受けられることになっております。

2点目の市町村別の人工呼吸器の対象者数ですけれども、市町村別だと1人というところ

ろが実際ありまして、部会で個人が特定されてしまうので圏域別にした方がよいという意見が出されました。その結果、圏域別に資料を修正させていただいているところであります。市町村別の内訳も公表したいところですが、そういった事情がありまして、御理解いただきたいと思います。

3 点目ですが、医師会の在宅呼吸器の非常用電源の補助金の話かと思っております。これにつきましては、対象は医療機関、病院や診療所ですが、医療機関が通院患者のために貸し出し等を目的として非常用電源を整備した場合に、その整備費用の半額を補助するという国の補正対応の話であります。借りるのは通院している患者ですが、整備するのは医療機関で、医療機関に対して半額の補助をするというスキームだそうです。

議題(2) 愛知県障害者基礎調査について

【資料 4 愛知県障害者基礎調査について】

高橋会長

続きまして、愛知県障害者基礎調査について、事務局から説明をお願いします。

障害福祉課企画・調整グループ 加藤補佐

資料 19 ページ、資料 4 をご覧ください。

愛知県障害者基礎調査ですが、再来年度に予定しております第 4 次愛知県障害者計画の策定に先立ちまして、来年度実施するものです。

1 の趣旨・目的であります。障害者基本法に基づきまして、都道府県には各都道府県の状況を踏まえた障害者のための施策に関する計画、都道府県障害者計画を策定することが義務付けられております。

本県の現行計画でございます第 3 次障害者計画につきましては、あいち健康福祉ビジョン 2020 のうち、障害者支援の項目をもちまして計画に位置付けているところでございますが、同ビジョンが再来年度末をもちまして計画期間の満了を迎えます。次期計画となります第 4 次の障害者計画を、再来年度 1 年間をかけた策定する予定としております。

今回議題として挙げさせていただきました障害者基礎調査は、その前段階としまして、来年度、調査の実施、結果のとりまとめを行いまして、再来年度の計画策定に反映していく段取りとしております。

2 の実施の方針でございます。調査の実施フレームとしまして、調査方法、対象、調査項目につきましては、前回 27 年度に実施した調査を基本とした上で、障害者自立支援協議会の皆様、また障害者施策審議会での御意見を踏まえまして、予算の範囲内とはなりますが、適宜変更を加えたいと考えております。

この調査は民間の調査会社に委託して実施することとしております。(3) 調査方法・対象でございますが、県内の障害者 2,500 人を対象としまして、調査票を郵送して実施することとしております。この 2,500 人の内訳でございますが、障害者手帳所持者や発達障害関係団体の会員の皆様、もしくは難病法に基づきます特定医療費助成制度受給者の中から抽出して調査をすることとしております。人数につきましては、前回の 27 年度調査と同数と

しております。(4)調査項目でございます。回答いただく方の基本属性のほか、住まいや暮らし、それから生活支援、教育、医療、情報・コミュニケーション、人権、就労など幅広く調査を行いたいと考えております。

4の今後のスケジュールでございます。本日、皆様から御意見をいただいた後、来週末に開催いたします障害者施策審議会におきましても、意見聴取を行いたいと思っております。その後、7月から8月頃になりますが、詳細な調査項目それから内容につきまして、再度御意見を伺いたいと思っております。その後調査の実施、調査結果のとりまとめ等を予定しているところでございます。

資料の20ページですが、前回27年度に実施した調査の質問リストを掲載させていただきました。大きく14の大項目を設けまして、いくつかの小問で構成をしているところでございます。来年度調査を行います質問につきましては、このリストを基本とした上で適宜変更を加えたいと考えております。

本日は主に調査の実施方法や対象者といったフレーム部分、それから大まかな質問項目など方向付け的な点で御意見をいただければと考えております。

高橋会長

調査の概要について御報告をいただきました。御意見・御質問がありますでしょうか。よろしいですか。

もし御意見等がありましたら、文書等で事務局にお出しいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

報告事項(1) 障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について

(2) グループホーム整備促進支援制度について

(3) 精神障害者地域移行支援体制の整備について

(4) 第2期愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン2023)について

【資料5 障害者相談支援アドバイザー会議 平成30年度検討状況等報告】

【資料6 グループホーム整備促進支援制度について】

【資料7 精神障害者地域移行支援体制の整備について】

【資料8 第2期愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン2023)概要版】

高橋会長

それでは、報告事項は4件ありますので、事務局から一括して御報告をいただき、あとで御意見等をいただきたいと思います。

障害福祉課相談支援グループ 加藤補佐

21ページ、資料5をご覧ください。相談支援アドバイザー会議の活動状況について説明させていただきます。

今年度の重点検討事項ですが、地域生活支援拠点の整備を取り上げたところでございます。今年度開催した3回の会議の中で、先ほど御説明いたしましたブロック会議の目標や

進め方、今後の整備の進め方等についての検討を行いました。地域アドバイザーの意見でございますけれども、市町村自立支援協議会の中に協議する場がおかれているかが大事、そして、整備にゴールはないので困らないようなシステムができているかどうかが重要といった意見がありました。スーパーバイザーからの意見ですけれども、相談支援の役割・責任も見えてくる、運用についても議論していかなければならないといったような意見をいただきました。

情報共有事項ですが、障害者の地域移行を取り上げました。先ほどの福祉施設入所者に対する追加調査結果に基づきまして、地域生活移行推進部会の両輪としまして、各市町村自立支援協議会等での議論の活性化を進めていただいたところでございます。

来年度も、地域生活支援拠点の整備促進と障害者の地域生活移行の推進を図るため、市町村の進捗状況等を確認させていただきながら、それぞれの地域での支援を進めてまいります。

続きまして22ページ、資料6を説明させていただきます。グループホーム整備促進支援制度についてでございます。

今年度は、6月に新規開設希望者・既設事業者向けの説明会を開催し、10月にグループホーム見学会、11月に支援の様子を映したビデオ上映会、2月に新規開設希望者・既設事業者が抱える具体的な相談内容に、グループホーム支援コーディネーターが助言する相談会を開催いたしました。また、平成29年度に法人が初めて開設したグループホームを対象としまして、地域アドバイザーの方々に管理者等に対して聞き取りを行うモニタリングを実施いたしました。また、モニタリングと同時期に、グループホーム支援コーディネーターが管理者に加えまして、利用者からも聞き取りを行う質に関するアンケート・利用者満足度調査を実施いたしました。これらの事業を実施するため、今年度3回の会議を開催させていただいたところでございます。

平成31年度も今年度と同様に実施予定ですが、モニタリングにつきましては質に関するアンケートと重複いたしますことから、統合させていただきまして、質に関するアンケート調査等を実施することといたしました。また、31年度からの変更点といたしまして、地域アドバイザーに依頼させていただきまして、圏域・市町村単位での研修・連絡会の開催促進を図ることとしております。

障害福祉課こころの健康推進室精神保健グループ 三宅補佐

続きまして23ページ、資料7の精神障害者地域移行支援体制の整備について、御報告をさせていただきます。

本県における精神障害者地域移行支援体制についてでございますが、本県においては昨年3月に策定いたしました第5期愛知県障害福祉計画におきまして、このイメージ図を示しており、この図に沿って体制の整備を図っております。簡単にイメージ図を説明させていただきますと、精神科病院に入院中の方への支援については、図の中心に記されております円の上に記載されております委託相談支援事業所、一般相談支援事業所の方々によって行われております。このような支援につきましては、各市町村によって行われているものでありますが、本県は市町村の取組をバックアップするため、コア機関チームを設けまして、各地域の地域アドバイザー、保健所、基幹相談支援センターもしくは委託相談支援

事業所の方々によって、各市町村の取組を側面的に支援する体制をとっております。

このイメージ図に基づきまして、昨年度及び今年度を実施された取組について御報告させていただきます。(1)地域移行・地域定着推進協議会の開催でございますが、この協議会は本県における精神障害者の地域移行及び地域定着支援に向けた協議を行うため、平成29年度より設置をしております。委員は保健・医療・福祉の各分野の支援者及び当事者家族の方々の12名により構成されております。ウの平成30年度の実績としましては、8月3日にこの協議会を開催いたしまして、本県の事業でありますピアサポーター活動等による地域移行支援事業、保健所の地域移行に関する取組等について協議をいたしました。

続きまして(2)地域移行支援に係る研修の実施でございます。精神保健福祉センターにおいて、地域移行支援に関わる支援者を育成してございまして、コア機関チームの養成を目的としたコア機関チーム研修及び医療と福祉の連携を目的としました医療・福祉連携合同研修の2本立てで実施しております。

29ページ、ウに平成30年度の実績を併記してございますが、(ア)のコア機関チーム研修につきましては、平成31年2月15日に実施いたしまして、41名の方の御参加がありました。また、(イ)の医療・福祉連携合同研修につきましては、平成31年3月4日に実施いたしまして、先進地域の取組や医療機関での取組について御報告をいただきました。

最後に(3)、ピアサポーター活動等による地域移行支援事業の実施でございます。本事業は精神障害者が地域で安心して生活できるよう体制を整備するため、当事者の立場から支援に当たるピアサポーターが精神科医療機関へ出向いて、自らの体験を話すプログラムを行うものでございます。また、本事業につきましては、愛知県精神保健福祉協会様へ委託により実施しております。実績につきましては、平成29年度につきましては、10の協力医療機関におきまして延15回のプログラムを実施することができました。プログラムの参加者は延434名でございます。今年度も引き続き愛知県精神保健福祉協会様への委託により、この事業を実施しているところでございます。また、本事業につきましては、御参加いただきましたスタッフの方々へのアンケートを行っておりますが、入院患者様が熱心に聞いている姿が見られ、何らかの影響を与えているように感じたとか、また、入院中に患者様が何を聞いてもらいたいのか、何と向き合って欲しいかなどを具体的に知ることができた等の好意的な御意見をいただいております。最後に、エのその他でございますが、本事業は精神保健福祉センターで行われますピアサポーター養成研修を受講した方等となっております。養成研修は精神保健福祉センターで行うこととしてございまして、今年度は養成研修に加えて、フォローアップ研修を実施しております。

教育委員会特別支援教育課 榎原主査

続きまして、(4)の「第2期愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン2023)」について、資料8の概要版に基づきまして説明をさせていただきます。

26ページをご覧ください。平成26年3月に「愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン)」を策定し、特別支援教育充実への取組を推進してまいりましたが、今年度末で計画期間の終期を迎えることから、今後の特別支援教育のさらなる推進を図るため、昨年12月に2019年度から2023年度までの5か年を計画期間とする「第2期愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン2023)」を策定したところでございます。

計画の概要を説明させていただきます。まず、計画策定の基本的な考え方です。この計画では、障害の有無によって分け隔てられないことがない共生社会の実現に向けた特別支援教育を充実させるとともに、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校及び特別支援学校の校種間の連続性、つながりを意識した取組の展開、それから、卒業後の自立と社会参加を目指した就労支援の充実を図っていきます。この計画を推進するため、4つの柱を挙げておりますが、その内容について概要図と、主な取組で説明をさせていただきます。

始めに「1 多様な学びの場における支援・指導の充実」についてです。幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等に至るまで、個別の教育支援計画などの活用を図り、支援情報の確実な引継ぎに基づく一貫した支援を行っていきます。また、特別支援学校では、医療的ケアが必要な児童生徒の状況に応じた看護師の配置、それから外国人等語学支援に必要な幼児児童生徒に対応した語学支援員、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡大に努めていきます。

次に取組の柱の「2 教員の専門性の向上」についてです。子どもたちの教育的ニーズに応じた支援・指導ができる幅広い専門性の向上を図るための教員研修の充実、小中学校、高等学校と特別支援学校との人事交流によるリーダー的人材の育成のほか、障害のある児童生徒に対する巡回指導など、特別支援学校がその専門的知見を生かして、県内各地域における特別支援教育に関するセンター的機能をこれまで以上に発揮し、幼稚園・保育所から小中学校、高等学校までの一貫した支援ができる体制を構築していきます。

そして取組の柱の「3 教育諸条件の整備」についてです。高等学校への通級指導教室の設置拡大を進めるとともに、特別支援学校の新設、分教室の設置による教室不足、分校・分教室の設置による長時間通学の解消などに取り組んでまいります。

最後に取組の柱の「4 卒業後の生活へのスムーズな移行」についてです。就学前から高等学校等までの支援情報の確実な引継ぎに基づく一貫した支援を、就労先まで確実に引き継ぐとともに、関係機関との連携を強化することにより、就労支援、職場定着支援の充実を努めていきます。

今後、この計画に基づき、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実を図ってまいります。

高橋会長

それぞれ続けての説明をありがとうございました。4件の報告事項について、質問はございますか。

松下委員

アドバイザー会議で検討されてはどうかとの提案です。新しいサービス体系である日中支援型のグループホームをどうしていくのか、拡大していくのか等について検討していただくとはよいのではないかと思います。

次につながりプランへの質問ですけれども、障害福祉サービス事業所からのお願いがありまして、医療的ケアのお子さん等について、学校側とつながりを持ちたいと思ったときに、個別の教育支援計画がどのようなになっているのか教えていただきたいと思っても、そこがどうしてもうまくいかない。個人情報を出してくれる学校と出してくれない学校に分

かれていて、教育委員会が全部止めているところと、そうではないところがどうもあるらしいと聞きます。学校との連続した支援のためには、そういった情報共有が必要だと思いますので、どのような状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

教育委員会特別支援教育課 鈴木主査

個別の教育支援計画の引継ぎについてですが、就学前は個別の教育支援計画ではなく支援計画という形で幼稚園・保育所から小学校に引き継いでいます。教育支援計画は、学習面も含めて小学校から中学校に引き継ぎます。さらに中学校から高等学校あるいは就労先へは、本人・保護者の同意を得て、それぞれ上位の学校等に引き継ぐことになっております。学校や教育委員会で止めるということはありません。基本的に本人・保護者の同意を得て、上位の学校へ引き継ぐというシステムを今は取らせていただいております。

松下委員

学校から学校へ上げるのではなくて、文部科学省と厚生労働省から、福祉事業所が作る個別支援計画と教育支援計画との連動性についての通知が出ていると思うのですが、ここがうまくいかないのです。福祉事業所が作る計画とのつなぎをするために、個人情報を出すのはだめだと教育委員会に止められているところもあると聞きます。その実態はどうかという問題提起です。

教育委員会特別支援教育課 鈴木主査

そこは調査をしておりませんので、把握はしておりませんが、毎年、市町村教育委員会の特別支援教育担当主事会議がありますので、そこで話題にさせていただきながら、現状を把握していきたいと思っております。

障害福祉課相談支援グループ 加藤補佐

1点目の御提案ですけれども、相談支援アドバイザー会議にグループホーム支援コーディネーターの代表の方に来ていただきまして、協議の内容等を発表していただいております。グループホーム支援コーディネーターの会議で今話題になっているのは、質の高いグループホームをいかにして作っていくのか。もちろん日中サービス支援型という新しい形も含めて検討していかないといけないということで進めているところですので、今後そういったことも検討してまいりたいと考えております。

松下委員

指定申請は出てきていますので、実態を把握していただくところから始めていただくとういと思っております。

鈴木委員

先ほどの松下委員とつながるところですけれども、前回の協議会でも計画の話をしていただいていたので、その時にも質問と確認をさせていただいたと思っております。学校にいる間の夏休みや冬休みについて、福祉事業所との連携はかなり綿密にやらなければいけないので、

個別支援計画や相談支援事業所との連携は必要でないかという質問と、今後この計画に明記されますよねという話をさせていただいて、そのように検討していきますという回答であったかと思いますが、その辺りはどのようになっているのでしょうか。

教育委員会特別支援教育課 榊原主査

特別支援学校では、福祉事業所との連携という面では、保護者の同意を得て、学校が作っている個別の教育支援計画をお渡ししたりしておりますので、学校が持っている情報等はある程度スムーズに伝わっていると思います。特別支援学校では、夏休みに利用される事業所や、放課後等デイサービスなどの事業所にも情報が伝わるようにしております。

卒業後への移行については、保護者の同意を得ながらですが、移行支援計画という形に作り替えて卒業後の進路先にお渡ししております。それをプランのどこに入れたか今すぐに出てきませんが、「4 卒業後の生活へのスムーズな移行」というところには記載をしております。

鈴木委員

入口・出口部分の連携強化について非常に御理解いただいていることは十分承知していますが、入口を入れて学校にいる間に、障害福祉の機関や相談支援事業所と先生を含めた連携がなかなかうまくいかないと現場の意見として挙がってきているものですから、お忙しい中ではなかなかできないとは思いますが、プランに記載されていないのであれば、連携強化の部分ぜひ明記していただきたいと思います。

高橋会長

今のお話ですけれども、26 ページの教育の諸条件の整備の市町村特別支援協議会、これは協議会等だと思いますが、そこを通じたネットワーク作りのところで、地域の相談支援専門員などとつながっていくという方向が示されていたと思います。先ほど松下委員からもありましたが、文部科学省からトライアングルプランが出されていて、家族と学校と地域の福祉機関がつながるのだ、それが重要だということが書かれています。それを受けて教福の連携を進めていくということが出ていたものですから、そうではないでしょうか。

教育委員会特別支援教育課 榊原主査

そのとおりでございます。

川上委員

つながりプランの1の多様な学びとありますが、これは学校内の話で、文部科学省では今、学校卒業後の多様な学びの場ということで動いているのですが、その中の1つが自立訓練という福祉の事業所でした。そこを学校のOBの方に見ていただいて、教育の視点から御意見をいただいて、非常に学ばせていただきました。このプランでは学校内のことしか書いてありませんが、文部科学省では卒業後の多様な学びも検討していますから、もう少し手厚くしていただけるとよいと思いました。

また、「3 教育諸条件の整備」ですが、県立学校の中に障害のある外国人のお子さんが

多くて、連絡がきちっと取れなくて困っている場合があるとのことで、語学支援員を配置して支援していくということが中日新聞に載りましたけれども、障害のあるお子さんがいる外国人の保護者からは、どこに何人配置されるのかといった疑問がありましたので、丁寧な対応をしていただけるとありがたいと思います。

教育委員会特別支援教育課 榊原主査

一つ目の「卒業後の多様な学びの場」につきましては、「4 卒業後の生活へのスムーズな移行」の中で、文化、スポーツ、芸術のところに記載をさせていただきます。

もう一つの語学支援員については、概要版ではなく本冊で必要数等も記載をさせていただいております。インターネットで検索していただけると本冊を見られるようになっていきますので、ご覧いただければと思います。

高橋会長

議題等が盛り沢山だったものですから、時間が超過してしまいました。とても有益な御意見等をいただきまして、ありがとうございました。ここで終わらせていただきたいと思います。熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。